東温市いじめ防止等のための基本方針

平成27年4月

(令和4年3月改定)

東温市•東温市教育委員会

はじめに	•••1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	• • • 2
1 いじめの定義	• • • 2
2 いじめの理解	• • • 3
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	• • • 3
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 地域、家庭との連携について	
(5) 関係機関との連携について	
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	• • • 5
1 いじめの防止等のために市が実施すべき施策	• • • 5
(1) 市が設置する組織	
(2) 市が実施すべき施策	
(3) 市教育委員会が学校に対し実施すべき施策	
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	• • • 6
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置	
(3) いじめの防止等に関する措置	
3 学校における重大事態への対処	• • • 13
(1) 重大事態の意味について	
(2) 市教育委員会又は学校による調査	
(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	• • • 17

◆はじめに

東温市(以下「市」という。)は、教育基本方針に「心豊かに学びあう文化創造のまちづくり」を掲げ、人権意識に根ざした健全で主体的な市民の育成に努めている。特に学校教育はその基盤となるものであり、教育委員会は「いじめ・不登校等への組織的対応」を重点目標の一つとして取り組んでいる。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある最重要課題である。いじめは、また、全ての児童生徒に関係する問題であり、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、学校の内外を問わず、いじめの防止対策を行う必要がある。

本市では、子どもたちの不登校防止や学校生活の向上のために心理検査を年2回全ての 小中学校の全学年で実施し、分析結果を基に不登校傾向にある児童生徒の早期発見や、い じめ発生、学級崩壊の予防に努めてきた。

また、いじめ・不登校を含む様々な問題に対して高い指導力や対応力が求められる教職 員については、資質・能力の向上を目的として研修を実施するとともに、保育所、幼稚園、 小・中学校間で教育内容や指導方法等の情報交換を行うなど連携を深めている。

このほか、東温市教育相談室では、24 時間いつでも保護者や地域からの電話相談に対応できる体制を整え、更に小中学校に配置している「ハートなんでも相談員」や「スクールカウンセラー」により児童生徒が抱える悩みや不安の解決を図り、加えて「スクールソーシャルワーカー」を配置し、福祉の視点から支援を行うなど、きめ細やかな相談活動の充実と実効性の高い体制の整備を進めてきた。

国の「いじめの防止等のための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の施行を受け、児童生徒の尊厳を保持することを目的として、地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題の克服に向けて取り組むための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定されたものである。そこで、本市のこれまでの取組に加え、「国の基本方針」や「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」(以下「県の基本方針」という。)を受け、市、学校、家庭、地域等の関係機関が連携し、いじめの早期発見やいじめを生まない素地づくりを進め、やさしさと思いやりのある笑顔あふれる子どもたちを育むため、ここに「東温市いじめ防止等のための基本方針」(以下「市の基本方針」という。)を策定する。

※基本方針の改定

平成29年に改定された「国・県の基本方針」の内容を参酌するとともに、子どもの権利を保障し、子どもの心身の健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指し、令和3年9月に制定した「東温市子ども基本条例(令和3年東温市条例第19号。)」の理念を反映させるため、「市の基本方針」を改定する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

(定義)

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍 する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が 行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット上のものを含 む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているも のをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22 年法律第26 号)第1 条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼 稚部を除く。)をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないとき、 未成年後見人)をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、 いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や、周辺の状況等を客観的に確認することも大切である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

なお、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合に も、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行っ た行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う

対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、児童生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動の充実など、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

あわせて、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、 家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、 児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめ は大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行 われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、 ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確 に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認 知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、 市においては電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制 を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域、家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭それ ぞれの果たす役割を踏まえつつ連携した対策を推進することが必要である。例え ば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。なかでも、携帯電話やスマートフォン等によるインターネット上のいじめ問題については、学校と家庭との連携のもとに、適切な防止対策を図ることが重要である。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携について

学校においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、市教育委員会のみならず関係機関との適切な連携が必要である。警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、情報共有体制を構築し、関係機関による取組と連携することが重要である。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために市が実施すべき施策

(1) 市が設置する組織

ア 東温市青少年問題等協議会

市は、法第14 条第1項及び第17 条の趣旨を踏まえ、「東温市青少年問題等協議会」においていじめ問題の協議及び関係機関との連携を図る。

その構成員は、学校、教育委員会、警察など実情に応じて決定する。

イ 東温市いじめ問題対策本部

市教育委員会は、法第24 条及び第28 条の趣旨を踏まえ、「東温市いじめ問題対策本部」(以下「対策本部」という。)を設置する。

対策本部は、教育長、教育委員会事務局長、学校教育課長、指導主事、教育相談員、その他必要な専門知識を有する者で構成する。

ウ 東温市いじめ問題再調査委員会

市長は、法第30条第2項の趣旨を踏まえ、「東温市いじめ問題再調査委員会」を市長の附属機関として設置する。

その委員については、いじめ問題について識見を有する者等のうちから、市長が委嘱する。

工 東温市総合教育会議

市長は、重大事態に対する講ずべき措置がある場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に定める総合教育会議を招集し、協議を行う。

総合教育会議は、市長、教育長及び教育委員で構成する。

(2) 市が実施すべき施策

ア いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の 必要な措置

イ いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備

- ウ いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係機関、学校、家庭、地域社会及び関係団体の間の連携の強化、その他必要な体制の整備
- エ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養う ための指導等を適切に行うことのできるよう、保護者を対象とした相談窓口の設 置など、家庭への支援
- オ いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職 員の研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上、心理、福祉等に関する専門的 知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保等必要 な措置
- カ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備
- キ 学校におけるいじめの防止等のための取組の点検・充実
- ク 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築
- ケ 重大事態への対処とその検証体制の整備

(3) 市教育委員会が学校に対し実施すべき施策

- ア 学校におけるいじめの防止等に資する全ての教育活動の推進のために必要な 措置
- イ 教職員に対し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に必要な 資質や指導力の向上を図るための研修の実施
- ウ 学校に在籍する生徒及び保護者に対して、インターネット上のいじめの防止等 に必要な啓発活動の実施
- エ 学校から報告を受けたいじめの事案に対する、当該学校に必要な支援や調査に 関する措置
- オ いじめの防止等に関する学校評価・教員評価への必要な指導・助言及び学校運 営改善のための支援等の措置

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、 その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関 する基本的な方針を定めるものとする。

各学校は、国の基本方針、県の基本方針又は市の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めることが必要である。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・ 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処(以下「事案対処」という。)の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定め、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処等いじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その中核的な指導内容のプログラム化を図ること(「学校いじめ防止プログラム」の策定等)が必要である。

また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルを定め(「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等)、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項は、同時に学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通した当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校におけるいじめの防止等の対

策のための組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、 学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。

現在各学校のホームページ等で公開している学校いじめ防止基本方針は、必要に応じて修正後、適切な時期に更新していくことが必要である。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行 うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有す る者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を 置くものとする。

法第22 条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したものであるが、これは、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されることから、規定されたものである。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム等)の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図ることが考えられる。

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織は、学校が組織かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

○ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり を行う役割

【早期発見・事案対処】

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の 問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する 悩みを含む。)があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、 及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の 把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援、加害児童生徒に対する指導の体制、対応

方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

○ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実 行・検証・修正を行う役割

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を明確に定めておく必要がある。これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

また、当該組織は、各学校の学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割が期待される。

当該組織を構成する法第22条の「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、人権・同和教育担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とすることが有効である。

各学校においては、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、「生徒指導部会」等の名称で組織を置いているが、こうした既存の組織を活用して、法律に基づく組織としていじめの防止等の措置を実効的に行うべく機能させることも法の趣旨に合致するものであり、組織の名称としては「いじめ防止対策委員会」などが考えられるが、各学校の判断による。

また、当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校が その調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な 専門家を加えるなどの方法によって対応することも考えられる。

(3) いじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止

いじめの防止には、教員が「いじめ」に対して正しく認識するとともに、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

加えて、学校の設置者や地域との連携を図りつつ、児童生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動を積極的に支援し、児童生徒自らが集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、障がいのある児童生徒への配慮はもとより、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることを防ぐ教職員の人権感覚の向上に努める。

また、学校として特に配慮が必要な以下の児童生徒については、教職員への正 しい理解の促進により、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行 うとともに、保護者との連携、校内の教職員の情報共有、周囲の児童生徒に対す る適切な指導を組織的に行う。

- ・ 発達障がいを含む障がいのある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる 児童生徒
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・東日本大震災により被災した児童生徒、原子力発電所事故により避難してい る児童生徒

イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを

装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が 示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定 期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやす い体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

特に障がいのある児童生徒については、いじめを受けてもいじめと認識できなかったり、自分から訴えられなかったりすることもあることから、普段から教職員間の連携を密にし、情報共有を行うとともに、家庭等との連絡ノートを活用するなど、実態把握の工夫が必要である。

ウ いじめに対する対処

いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、学校と特定の教職員がいじめに 係る情報を抱え込むことなく、速やかに、いじめ防止対策委員会に対し当該いじ めに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

また、教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

さらに、いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒の生命の尊重を第一に考えて被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、事実関係を迅速にその保護者に伝え、不安の解消に努める。

加えて、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、加害児童生徒が、例えば、好意から行った行為が意図せずに被害児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ防止対策委員会へ情報共有することが必要となる。ただし、このような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・ 専門機関との連携の下で取り組む。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめについては、その被害者に対する対応及び加害者に対する指導だけでなく、いじめの観衆・傍観者に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえいじ

めを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はや し立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担 する行為であることを十分に理解させる。

オ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。 ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット上のものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童 生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害 児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面 談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

カ いじめ解消後の継続的な指導

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。また、いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を組織的・計画的に進める。特に、いじめの再発防止に向けては、児童生徒が互いに理解し、認め

合える人間関係を自ら作り出していける取組を推進する。

キ インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ (インターネット上のいじめ)への対応

インターネット上のいじめは、相手が直接見えないため軽い気持ちで誹謗・中傷等を行ってしまうこと、一度記録されると情報が短時間に広がり、その消去が困難であること、時間や場所に関係なく行われ、いじめの被害者が苦しみ続ける性質を持つことなどを教職員は自ら理解し、実態把握に努め、インターネット上のいじめを見逃さない感覚を高めることが必要である。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得るとともに、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させることが必要である。さらに、インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるよう、スマートフォン等へのフィルタリングの普及促進や情報モラル教育等、児童生徒及びその保護者に対する必要な啓発を進める。

ク 地域との連携

学校運営協議会(コミュニティ・スクール)等の活用により、いじめ問題等、 学校が抱える課題を共有し、学校と地域、家庭の組織的な連携・協働による取組 を進める。

3 学校における重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

- 第28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大 な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者

は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な 指導及び支援を行うものとする。

(1) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 市教育委員会又は学校による調査

ア 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、速やかに市教育委員会へ報告を行い、市教育委員会は、速やかに市長へ事態発生について報告する。

重大事態か否かの判断については、児童生徒や保護者からの申立てを真摯に受け止めたうえで、国が示すガイドラインを参考とする。

イ 調査の趣旨及び調査主体について

市教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか について判断する。

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、市教育委員会が主体となって 行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は 保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の 事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断す る場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育 委員会において調査を実施する。

また、児童生徒の自殺という事態が起こった場合、いじめがその要因として疑われる場合の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考に調査を行うものとする。

ウ 調査を行うための組織について

市教育委員会が調査主体となる場合、調査を行うための対策本部を教育委員会 内に設置し、教育長を中心に、事務局職員、教育相談員、保健・福祉等の専門的 知識及び経験を有する者をアドバイザーとして加え調査を行う。

学校が調査の主体となる場合、法第22 条に基づき学校に設置している「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として調査を行うが、市教育委員会の調査組織も適切に加わる。

なお、調査を行う者に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係 又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に 当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努める。また、調査を行う者は、調査で知り得た情報を漏らしてはならない。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的 とするものでないことは言うまでもなく、学校及び市教育委員会が事実に向き合 うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

市教育委員会及び学校は、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢を重視し、 主体的に再発防止に取り組まなければならない。

オ 調査方針の説明等

調査実施前に、被害児童生徒、保護者に対して、以下の①~⑥の事項について 適切に説明する。

① 調査の目的・目標

- ② 調査主体(組織の構成、人選)
- ③ 調査時期・期間(スケジュール、定期報告)
- ④ 調査事項(対象となるいじめ行為、学校の対応等)・調査対象
- ⑤ 調査方法
- ⑥ 調査結果の提供及び説明

カ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報提供

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28 条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事 実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により 明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様で あったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた児童生徒や その保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法 で、経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うなど適切な対応を行う。

(イ) 調査結果の報告

調査結果について、市教育委員会は市長に報告する。

なお、上記(ア)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に報告する。

(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 重大事態への再調査

(公立の学校に係る対処)

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告 に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のた め必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法によ り、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができ る。

調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重 大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると判断した場合は、再調査委 員会において、調査結果について調査(以下「再調査」という。)を行う。

再調査についても、市教育委員会又は学校による調査同様、再調査委員会は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

なお、地方公共団体の長による再調査は、以下のような場合等に行う必要がある。

- ① 調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合 合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない 場合
- ② 事前に被害児童生徒及びその保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- ③ 市教育委員会及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ④ 調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合
- ※ただし、上記①~④の場合に、市教育委員会又は学校による重大事態の調査 (当初の調査)の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を 行うことも考えられる。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

また、学校について再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告しなければならない。

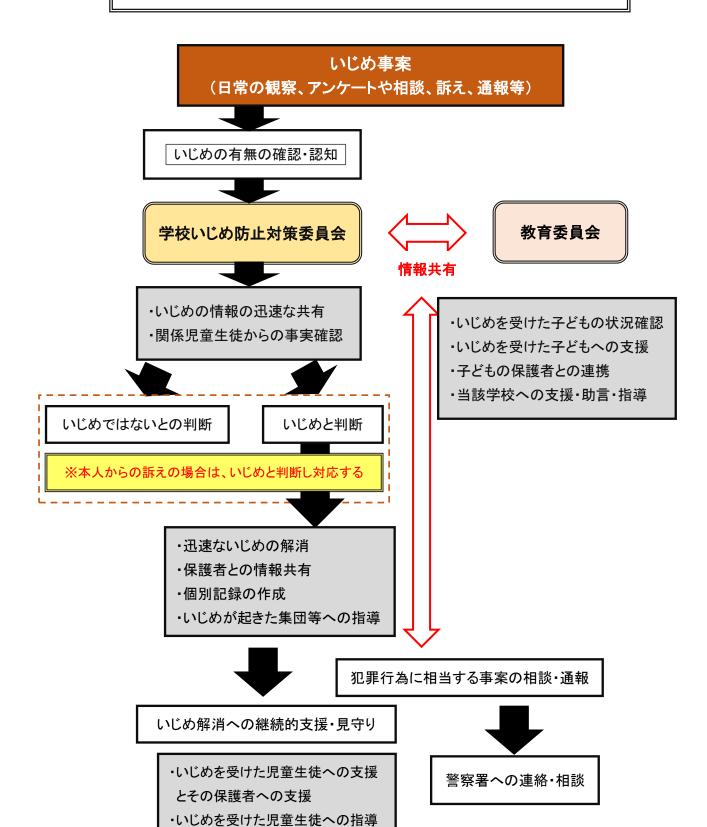
なお、議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

市は、国及び県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、市は、各学校において策定した学校いじめ防止基本方針について、公表及び 検討に関する指導を行う。

いじめ事案発生時の対応フロ一図



とその保護者への助言

資料2

〔学校〕 重大事態の発生 ①発生報告 ②発生報告 ②発生報告 〔教育委員会〕 県教育委員会 市長 ※調査主体の判断 教育委員会が調査主体 学校が調査主体 ④調査結果の報告 ③調査要請 学校重大事態対策組織 いじめ問題対策本部 ・いじめ事案の調査 ・重大事態への対処 •その他対策本部が必要と認める事項 ⑥調査結果の報告 ⑤調査結果報告 〔市長〕 再調査の必要性を判断 ※再調査を行う場合 いじめ問題再調査委員会 再調査結果の報告 関係児童生徒 保護者 市議会

重大事態発生時の対応フロ一図

※ 調査方法、調査結果、公表については申立人(保護者)の意向確認